

「淮南子」所引の詩句について

戸川芳郎

「淮南子」について、かつて邦語に翻譯する作業に従事した際、本文に引證される當代の典籍について、別にメモしておくことがあった。いま、その所引典籍のうち、のち「詩經二十八卷、魯・齊・韓三家」「毛詩二十九卷」として録奏される詩篇について、その指義つまり典實としての活用のし方を述べてみようと思う。ただし多くは舊稿を轉載するところから、氣づいた失誤は補訂したが、現今公表されている既出の論攷について網羅して涉獵したのでないことを憾みとする。この點、諒恕せられたい。

「淮南子」二十一篇には、道應訓のように、全篇五十六分節にわけるとして、その分節ごとに、「老子」の章句が五十九と「莊子」とも「慎子」と「管子」が各一句ずつ、引用されている篇がある。あたかも「孝經」や「禮記」の坊記・中庸・表記・緇衣の諸篇のごとく、典籍を徵引して所説を權威あらしめるために、根據づけてしめくくるのは、西漢の論說・著述一般の體裁をあらわしている。

それは、これより後、西漢後期、元帝・成帝ころから以後、儒學の素養のある官人がつきつきと登場し、その上表の文章にさかんに經書を援引するの先蹤をなしており、兩漢の際の政藝、經術のあり方の

源流を窺いうるものである。

ただし、「淮南子」一書は、當時のすぐれた道家説をあつめる道應訓の、所引の「老子」とは別に、儒家の六藝のうち、「易」と「詩」の章句を四、五、援引する篇がある。繆稱訓、泰族訓などがそれである。いま、その引經文のうち「詩」句の例を考察したい。

「淮南子」に見える詩句は、「詩曰／詩云」として引證する形をとるのが、二十二個所におよぶ。そして現行「淮南子」には、許慎・高誘の兩家の注釋がいまに傳わる。錯綜したその傳存のし方については、蘇頌 (1020—1102) の一文「校淮南子題序」にもとづいて、私はすでにかなり詳しく紹介したことがある。いま、その事實をふまえて、許慎 (81—138) の注「鴻烈問詁」のみを存する諸篇から、説明する。篇次は、説明の都合により前後する。

4 繆稱訓 (大雅・下武 第四章前二句)

聖人之道、……各得其所宜。是故得一人、所以得百人也。……「詩」云「媚茲一人 應侯慎德」。慎德、大矣、一人、小矣。能善小、斯能善大矣。

許注は、無文。毛詩では「慎徳」を「順徳」に作り、「一人」を天子（武王）とするのを承けて、鄭玄は、「愛すべきかな一人（武王さま）、かかる〔父祖からの偉業を成功させた〕順徳にまことにふさわしきことよ」の意にとる。さらに鄭箋は「易」を引いて、「君子、以順徳、積小以成高大」（升卦・大象）とあって、これを「昇卦は、木（巽）が地（坤）の中から生じ、日に日に上へと生長してのぼる（昇）徴象であつて、いわば聖人が諸侯として明徳が日に日に高大になるようなもの」と解していることからすれば、この二句を「詩序」の「下武、繼文也」のように、武王が祖考（三后―大王・王季・文王）の功徳を繼承し成就するとは、「易」の「順徳」つまり三后の徳業に順従して、小善を積んでその功績を一層高大にすることを指意している、と。

しかしながら、繆稱訓での取意は、かなり異なる。「聖人の道は、…それぞれ適宜の採量方法を取るのだ。かくして一人の心を満たすこととは、百人の心を満たす方法でもあるわけだ。……「詩」にはいう「この一人を媚まほばしむるあらば、應あゆるものはさて慎徳なり」と。慎徳は、大なるもの、一人は、小なるものである。よく小なるものに善であれば、大なるものにも善でありうるのだ」。詩句「一人」を臣下の一個の賢人とみなして、譯出したのである。善の多少・大小をたとえることと、「易」の積小成大または積善のかんがえとの間に、類推されるものがあるのかどうか、あまり明瞭でない。

「荀子」仲尼篇の臣下が主君から獲得すべき「持寵處位、終身不厭之術」を説く條下に、下武篇のこの詩句を引き、また「大戴禮記」衛將軍文字篇に、衛の公孫彌牟に子貢が對問して、顔淵の善行を稱し、孔子、説之以詩。詩云「媚まほ茲一人、應侯順徳、永言孝思、孝思惟

則」。故回一逢有徳之君、世受顯命、不失厥名、以御于天子以申之。とあるのは、荀子・戴記ともに詩句を「ご主君に御よされ愛され、諸侯に應あじてその功徳を成就させる」の指意にとる。張湯が武帝に寵愛せられたことを「張湯遂達、用事任職、媚まほ茲一人、日旰忘食」（漢書「絀傳下」と述べる「一人」を臣下の事仕すべき主君と解する點で、共通してこの繆稱訓の取意とは異なっている。

ちなみに、詩句の「應侯」を周の武王の弟が封ぜられた應國と解したり、周の成王の桐圭の故事に託して「唐侯慎徳」に附會するのなど、漢魏期にわたって行われたこの詩句の斷章取義の多様さには、驚歎せざるをえない。

5 繆稱訓（鄭風・大叔于田 第二章三句）

故「詩」曰「執轡如組」、「易」曰「含章可貞」、動於近、成文於遠矣。…釋近期遠、塞矣。

詩句の意味は、内容からさきに説明すると、手もとで絲を操あそんで、機織りのむこうで組み紐の模様が織りだされるように、車上で手綱をとって、車外の四頭の馬をたくみに御すること。身近に徳を修めた聖人が、別外からの力をもとめずして、はるか廣大な治民の事業に成果をあげること、を譬喩している。「易」の「内に美しさを秘めて貞靜にしているとよい」（坤卦、六三爻辭）のほうは、この場合、うちに美しさをたくわえる、寓意であつて、詩句を補充しているにすぎない。手ごかの操作によって遠隔を制御しうる能力を、この詩句によって表現している。

許注は、無文。さいわい『呂氏春秋』先己篇には、高誘の注を傳え

る。

「詩」曰「執轡如組」。孔子曰「審此言也、可以爲天下」。子貢曰「何其躁也」。孔子曰「非謂其躁也、謂其爲之於此、而成文於彼也。聖人、組修其身、而成文於天下矣」。

〔高誘注〕「組」、讀組織之組。夫組織之匠、成文於手、猶良御、執轡於手、而調馬口、以致萬里也。「審」實也。「爲」治也。

この呂覽の孔子の解説「この詩句のこととは、どおりならば、天下をも爲めえよう」のなかに、それは煩瑣や躁擾をいうのではない、手さばきあざやかな操縦、つまり「爲之於此、而成文於彼」という意味だ、とすである。繆稱訓にある「動於近、成文於遠」と同義をさすようだ。遠隔を制御しうることは、さらに衆民を統治しうる意に比況されているのである。

〔韓詩外傳〕二には、この詩句を連續三章にわたって引證する。その第十一章のには、

…故御馬、有法矣。御民、有道矣。法得、則馬和而歡。道得、則民安而集。「詩」曰「執轡如組、兩駮如舞」、此之謂也。

…顏淵曰「臣、以政知之。昔者、舜工於使人、造父工於使馬。舜、不窮其民、造父、不極其馬者、以舜無佚民、造父無佚馬也。

…自古及今、窮其下、能不危者、未之有也。「詩」曰「執轡如組、兩駮如舞」、善御之謂也」。(劉向「新序」雜事五にも)

とあるのも、詩句の指意が、民人を統御する工みさにおかれていることを物語る。そして、この詩句「執轡如組」は、鄆風・簡兮篇ではなく、鄆風・大叔于田篇のそれであったことが判明する。四頭だての馬車で、八本の手綱になるが、左右の駮馬（さくば）にかけた二本ずつの手綱の

「淮南子」所引の詩句について

うち、内がわの一本の轡（し）は、車體の軾の前頭にとりつけた環、すなわち轡（轡）に繫けられ、のこりの六本を手もとであやつって、しかも「兩つの駮うま」が中央に配置された二頭の服馬といっしよに、舞いを舞うごとくにリズムミカルに調和して進む。これが、大叔于田篇の毛傳の意である。「傳」駮之與服、和諧中節。」がそれを傳える。六本のたつたことは、秦風・小戎篇の「六轡在手」がそれにあたる。

さて、さらに「呂氏春秋」の高注に、「組」を「組織」に、つまり組ひもを織る動詞で讀むことを指定してあったが、手もとで絲纒をあやつって、組ひもの模様（かまど）が織機（かま）のむこうの隔（かき）たつたところに、織りだされることは、鄆風・干旄篇の「素絲紕之、良馬四之」の毛傳に見えるのである。

〔傳〕「紕」、所以織組也。總紕於此、成文於彼。願以素絲紕組之法、御四馬也。

「紕之」は、組ひも織りの機械にかけて織る意である。また「總紕於此、成文於彼」は、さきの呂覽の「爲之於此、而成文於彼」とまったく「同義である。大毛公が「呂氏春秋」の成立とほぼ同時代の人と考えられるが、惠棟の「毛詩古義」には、三家詩の異同にもかかわらず、取意の共通していることについて「蓋皆有所受之」と指摘している。

繆稱訓のここの「動於近、成文於遠」も、毛傳とその指意を同じくする。鄆風・簡兮篇の「有力如虎、執轡如組」では、以下のとおり。

〔傳〕「組」、織組也。武力比於「虎」、可以御亂。御衆、有文章。言能治衆、動於近、成於遠也。

つまり、身近に修徳する聖賢が遠き民衆にたいして、あたかも文様うつくしい組ひもを遠隔操作して織りなすごとく、調節制御のゆきとど

いた巧妙な統治を行なうことができる、と。「執轡如組」の一句を、西漢の故訓が一樣にこのように解義したことによって、かの毛詩・簡兮篇の小序が、本來ならば王者の宰相となるべき賢者が、不遇にも一伶官、舞樂師として、地方の一諸侯、衛國に仕えているとして、人材を用いていないことを非刺すべきう、たとするのみに、あるいは關係しているのかも知れない。

東漢にはいっても、鄭玄の「毛詩箋」で異説を述べるまでには、以上のような解義が保たれた。王逸の「楚辭章句」十六に、劉向の「九歎」靈懷篇の「執組者不能制兮」に注して、

「執組」猶織組也。織組者、動之於此、而成文於彼。善御者、亦動之於手、而盡馬力也。「詩」云「執轡如組」。

といひ、次句の「必折軛而摧轅」に、王逸は「以言賢臣奔亡、使國荒亂而傾危也。」と注している。西漢末の劉向が、すでに詩句の「執轡如組」を「執組」と表現して、政柄のたぶなを執る賢人の意味にもちい、それを注した章句も大叔于田篇の詩句を典實に、民衆を統治する賢臣として説明していることから考えて、この詩句は兩漢を通じての定詁を得ていたことが判然とする。東漢末の徐幹（一七〇—二一七）は、その「中論」賞罰篇で、

夫賞罰之於萬民、猶轡策之於駟馬也。轡策不調、非徒遲速之分也、至於覆車而摧轅。賞罰之不明也、則非徒治亂之分也、至於滅國而喪身。…故「詩」云「執轡如組、兩驂如舞」、言善御之、可以為國也。

と述べて、政論に執轡説を展開している。

なお、六官を六轡に、徳法を衝勒に、刑罰を鞭策に、なぞらえた制度論は、「大戴禮記」盛徳篇にみえ、のち「孔子家語」執轡篇にも收

まっているが、一方「禮者、所以御民也、轡者、所以御馬也。無禮而能治國家者、嬰未之聞也」(晏氏春秋)のように、禮治と執轡を對比したものもあるが、それらの所説の背景にある、一つの詩句の譬況される状況をうかがい知ることができた。

そして加えておくと、魏晉の經學の一面を代辯する「孔子家語」は、その好生篇に以上の詩句をめぐっての事がらを詳述しているのが特徴である。

6 繆稱訓 (小雅・節南山 第四章前二句)

故君子見善、則痛其身焉。身苟正、懷遠易矣。故「詩」曰「弗躬弗親、庶民弗信」。

許慎注：痛己身善惡自在也。「懷」來也。

この詩句は、鄭箋をもって通詁とする。「自分から身をのりださぬかぎり、衆民は信じない」と。「左氏傳」襄七年に、韓獻子(韓の長子韓無忌穆子)が疾病のため卿位を辭退することには、この詩句を引き、「國語」楚語上に、白公子張が靈王を諫めることばに同詩句を引くが、杜預も章昭も、いずれも鄭箋とおなじ内容に解している。政事をとり行ふには、自分自身からだをはって實踐すべきこと、として共通して引證されている。「韓非子」外儲説左上篇の「經・説」四や「説苑」反質篇に、みづから率先して臣下たちの奢侈を移して節儉にみちびく際の、警句に引證されるのは、もっともな例である。毛傳は、小人に委任して政務を攝行させては、民衆の實際の弊はあがってこないから、信用ならない、と解いているようであって、その取意は多くの證引例とは異なっているのが特徴である。

なお、籍田に親耕する天子の行事を記した時令、「呂氏春秋」孟春

紀の「王布農事、…以教道民、必躬親之。」に、高誘が注して、この詩句を引くところから見て、當時、衆民を教導しその支持を得るために爲政者に實踐行動を勸告し、つよくそれを促す重要な典據となっていたことが理解される。

7 繆稱訓（大雅・文王 第一章第三第四句）

文王、聞善如不及、宿不善如不祥。非爲日不足也、其憂尋、推之也。故「詩」曰「周雖舊邦、其命維新」。

許慎注：「憂尋」憂深也。「其命維新」新國者也。

この個所は、「積薄爲厚、積卑爲高。故君子、日率寧以成輝、…」の文章から續き、日々に善にすすむ周到な努力を表現している。この細微な行爲をかさねて成果をあげる積善思想には、易説家と儒家と黄老道家との交渉がみられる。「文王は、善とあれば追いもとめるように耳をかたむけ、不善を明日にも持ちこすことを禍いのようにおそれた」。それこそ文王篇の詩句にいう「わが周はふるき邦國なれども、受けし天命もていよ新しき」とあるゆえんだ、と。

ふるく「孟子」滕文公上篇にも、この詩句が持ちだされて「子力行之、亦以新子之國。」として、滕の文公に努力を促し、滕國の一新を呼びかけているのであるが、それがそのままこの許注「國を新たに建てなおすことなのだ」に反映している。「禮記」大學篇の、詩書を羅列して掲出する個所に、「苟日新、日日新、又日新」（湯之盤銘「作新民」（康誥）と一しよにして「周雖舊邦、其命維新」をならべて「是故君子、無所不用其極」とコメントを附す。この「其極」の意味が判然としないが、鄭玄はそこに注して、

「極」猶盡也。君子、日新其德、盡心力、不有餘也。

「淮南子」所引の詩句について

とする。文王篇のこの詩句については、のちに restoration の語の典實となる「維新」が、すでに強調されているようである。許注は「新國者」、鄭注は「新其德」とあつて、一新する内容はそれぞれ異なるが、それに向かう努力や實踐を、稱賛すべき價值ある行爲とみなしている點が共通していて、繆稱訓のこの例もこれに含まれよう。

なお、文王が天命を受けた説話について、文王篇のもつ意味を考えておこう。「史記」周本紀に、西伯（文王）が虞・芮の訴訟を「質成」する記事のなかで、結語のかたちで「諸侯聞之曰、西伯、蓋受命之君也」と推斷することばを載せ、文王の死歿の記事に先だつて、

詩人道、西伯、蓋受命之年稱王、而斷虞芮之訟。

とある。諸侯の領土に關する訴えを裁定すること、すなわち王者の統治支配の權力を行使すること、それと「王」を稱することと、受命の狀況とを一致させていて、これが「詩」説家の言説として伝えられている。ここで言われる「詩人」とは、「毛詩」でいえば、大雅・文王之什を中心する詩群にかかわる「傳記・傳説」つまり「詩」の故訓傳や、または外傳を傳えた詩説家たちを指すのであろう。

虞芮兩國の訴訟のことは、縣篇の詩句が長文の毛傳とともに見えるが、文王受命を窺いうるようなことばはない。「文王受命」は、文王有聲篇の詩句であるが、この篇では武王が天命を受けた父ぎみの攻伐の功を繼承した（詩序）とし、文王自身の、受命されて崇國を征服し、その地、豊に國都を築いたことを謳う。この、受命を既成事實としていっている詩句としては、大雅・江漢篇の「文武受命」や召旻篇の「昔先王受命」として見え、いずれも武王の弟、召康公爽の功績を謳っている。また皇矣篇では、天意はすでに殷王朝を去って周に遷徙し、「天」は文王となるべき人物のために太姒を生んでその配遇とさせ（鄭箋）、

それを「天立厥配、受命既固」と表現した、天からの命令を受けとる必然の道は、もはやゆるぎないものだ、と。

「書」周書の大誥篇の「敷前人受命」や梓材篇の「用憚先王受命」が文王受天命の既成事實を物語るが、ただ無逸篇に「文王受命、惟中身、厥享國五十年」の「命」は、殷王朝からの諸侯の位を嗣ぐべき命令であつて（鄭玄注）、天命のほうではない、とされる。

さらに具體的に「天」の「命」が、いかにして下されるのか、となると、かえつて大雅・大明篇に見える「命」に關する解説、すなわち文王姫昌の配遇えらびとその后妃太姒の生誕についての、鄭箋が詳細である。そして、いま問題の文王篇の、詩序と第一章の鄭箋が、文王受命説を最も顯著にのべている。

「文王篇詩序」「文王」文王受命、作周也。

「箋」「受命」受天命、而王天下、制立周邦。

文王在上 於昭于天 周雖舊邦 其命維新

「箋」文王、初爲西伯、有功於民。其德、著見於天。故天命之、以爲王。使君天下也。嗣、諡曰「文」。大王「聿來胥宇」而國於周。

王迹起矣、而未有天命。至文王、而受命。言「新」者、美之也。

周に建國した大王古公亶父に受命はなく、文王に至つて天命の降つたことを説明する。

鄭玄と時代の重なる高誘もまた、文王受命の注釋を残している。

ただし、これら東漢後期の注解は、おびただしく氾濫する讖緯説や緯書の簇出するなかで施こされたものであつて、たとえば命定論をとつてみても「論衡」初稟篇の議論を十分わきまえる必要があり、また文王篇詩序の條下の孔穎達「正義」を漢魏期の受命説の資料集成として、ていねいに検討すべきである。そして、「淮南子」を含む西漢期

の詩説が、この場合どのような内容であつたのか、毛傳からは十分に窺いえない憾みがあり、したがつてここでは「維新」のことばに力點をおいて考察するほかなかつた。

8 繆稱訓（大雅・思齊 第二章第三第四句）

舜・禹、不再受命。堯・舜、傳大焉、先形乎小也。「刑於寡妻 至于兄弟」。禪於家國、而天下從風。

引用の詩句には、許注は無いが、他の三節には許慎が注している。いまそれに據つて譯出すると、

舜は堯から命ぜられ、禹は舜から命ぜられて、それぞれ天子となり、あらためて天から命ぜられることはなかつたのだ。堯と舜は、大道をつぎつぎと傳えたが、これはすでに小さい行爲にあらわれてゐる。「わが妻を愛する心を、兄弟に推しおよぼし」、國家を他人にゆすり傳えて、天下がかれの徳風に化した。

と。この詩句は、「孟子」梁惠王上篇では、「舉斯心、加諸彼而已」として「推恩、足以保四海」の有名な個所に引かれる。傳十九年「左氏傳」には、宋の襄公が曹國を包圍したことに司馬子魚（公子目夷）が諫めたなかに、この詩句を引く。杜預の集解は、

「詩」大雅、言文王之敬、自近及遠也。

「寡妻」嫡妻、謂大姒也。「刑」法也。

として、手ぢかな瑣末の家事から遠大な天下國家にまで及ぶ譬えとして比況している。

なお、「荀子」大略篇にも、思齊篇のこの句が見えるが、妻子の世話をやく指意で引用されている。

なお王念孫は、「文選」李善注（四十七、陸機「漢高祖功臣頌」）に引

く「淮南子」に據つて「刑于寡妻」を「施于寡妻」とする。それならば「妻子にも施し、兄弟にも及ぼして」となる。これが、引詩の本来のすがたであつたらう。

10 詮言訓 (大雅・皇矣 第七章第五第六句)

慮不勝數、行不勝德、事不勝道。爲者有不成、求者有不得。人有窮、而道無不通。與道爭、則凶。故「詩」曰「弗識弗知 順帝之則」。

許注は、無文。思慮や行爲や事業は、運數や德義や道を越えぬようにすべきである。およそ作爲は必然に、求追は趨勢に、は對抗できぬもの。人爲はゆきつまりがあるが、道數にはあくまで貫徹するものがある、さても「氣づかず意識せずして、常の則のまにまに順つた」と。「帝之則」つまり無爲自然の道數、に因順しようとする黄老道家の本義が、ここに見られる。

「帝之則」を自然必然の道數と解するのに對照して、文字どおり天帝の有意志を信じ、それを法則として順従することこそ「得天之賞」と理解したのは、「墨子」にはかならない。その天志中篇・下篇にまぎれもなく「皇矣道之、曰」「大夏之道之、然」として、この皇矣篇第七章前六句を引く。これに陰陽説を加えて、思想的に類似するのは、やはり「春秋繁露」であらう。暖煖常多篇のそれ。

故聖主、在上位、天覆地載、風令雨施。雨施者、布德均也。風令者、言令直也。「詩」云「不識不知、順帝之則」、言弗能知識、而效天之所爲云爾。

聖主たる者が、風や雨のごとく下令し布施することは、識知することは不可能な天帝の、その行爲に倣效することにすぎぬ、と。

「淮南子」所引の詩句について

この、上天の法則に「效象」しようとする意に取るのには、「左氏傳」の引經例がある。襄公三十一年、衛の襄公に北宮文子(佗)が諫めることばに、詩・書を引いて、

詩曰「不識不知、順帝之則」言則而象之也。

杜預の集解が「大雅又云。文王行事、無所斟酌、唯在則象上天」と。賈誼「新書」君道篇が、やはり文王篇・皇矣篇を引證するかたちで、いう。

文曰「弗識弗知、順帝之則」、言士民說其德義、則效而象之也。

天の法則を強調した例としては、僖九年「左氏傳」の、魯公へ對問する秦大夫の公孫支のことばに、皇矣篇と抑篇の兩詩句を引いて、

對曰、臣聞之、唯則定國。「詩」曰「不識不知、順帝之則」、文王之謂也。又曰「不僭不賊、鮮不爲則」、無好無惡、不忌不克之謂也。

〔杜注〕「帝」天也。「則」法也。言文王闡行、自然合天之法也。

……

杜預の取義が、漢魏の注釋を承けていることには注目すべきであらう。また、禮儀・禮法が天の道たる法則にかなうものとして、「荀子」が理解される。その脩身篇の注釋に、いう。

故學也者、禮法也。夫師、以身爲正儀、而貴自安者也。「詩」曰「不識不知、順帝之則」、此之謂也。

〔楊倞注〕「詩」大雅・皇矣篇。引此以喻法暗合天道、如文王雖未知、已順天之法則也。

「韓詩外傳」卷五の「禮者、則天地之體」條下に援引されるこの詩句もおなじ内容に理解すべきであらう。これら杜預・楊倞らの訓詁をみちびいたのは、おそらく皇矣篇の鄭玄箋であるとおもわれる。

天之言云、我歸人君有光明之徳、而不虚廣言、語、以外作容貌、不長諸侯、以變更王法者、其爲人、不識古、不知今、順天之法而行

之者。此言天之道、尙誠實、貴性自然。いま、「春秋正義」には、王肅系の西晉の孫毓が異説を述べているが、この個所への反論ではなさそうである。

この鄭玄と同時代の高誘もまた、「淮南子」脩務訓の「性命可説、不待學問、而合於道者、堯・舜・文王也」に注して、いう。

言有善性命、可敬説者、聖人。不學而知之者、堯舜文王。「詩」云「不識不知、順帝之則」、是也。

なお高誘は、「呂氏春秋」本生篇の「若此人者、不言而信、不謀而賞、不慮而得」と、これと同指の「淮南子」原道訓の「不謀而賞、不言而信、不慮而得、不爲而成」との兩條に、謀慮をわずらわさずとも事實に合得するその引證として、ともどもこの詩句を注に加えているのが、興味を惹く。

以上を顧みると、ここ詮言訓の引詩の指意は、西漢道家の特徴をよく傳えて、それだけに後の定詁とはやや逕庭があるようである。

11 詮言訓 (大雅・假樂 第二章第五第六句)

夫無爲、則得於一也。一也者、萬物之本也。無敵之道也。……故君失一、則亂甚於無君之時、故「詩」曰「不愆不忘、率由舊章」、此之謂也。

「一」なるものは、萬物の宗本、匹敵し配偶するものなき「無敵」の常道である。かくて君王が常道の「一」をつかみそこねると、治安の混亂は整理のつくような状態ではなくなる。人君、國君が輕がるしく法政を變易して、常道の統理できない政情の發生を警告している。

「舊章」つまり天地の宗本たる先王の典章を「率由」遵用すべきものとす。

「孟子」離婁上篇の冒頭に、先王の法章を履踐させるべく、この詩句を引用する。

故曰、徒善、不足以爲政、徒法、不能以自行。「詩」曰「不愆不忘、率由舊章」、遵先王之法而過者、未之有也。

「趙岐注」「詩」大雅・嘉樂之篇。「愆」過也、所行不過差矣。不可忘者、以其循用舊故文章。遵用先王之法度、未聞有過也。

「春秋繁露」郊語篇にあるこの詩句も、かえって趙岐のもとづく詩傳である。

「詩」曰「不愆不忘、率由舊章」、舊章者、先聖人之故文章也。率由(各)「者」、有(修)「循」從之也。此言先聖人之故文章者、雖不能深見、而詳知其則、猶不(知)「失」其美譽之功矣。

これは西漢、成帝時、杜鄴が王肅に説いた内容にほぼ一致する。鄭玄の箋注も同時代の趙岐の解義とおなじ内容である。

「鄭箋」「愆」過、「率」循也。成王之令徳、不過誤、不遺失、循用舊典之文章。謂周公之禮法。

なお、「韓詩外傳」六、「說苑」建本篇、「新序」雜事五には、この詩の詩句を「學」をなす、つまり師範に就いて學ぶ意にとる異説がみられる。「風俗通義」愆禮篇のも、禮制をまなび修める指意で、この詩句を用いているらしい。

許注は、無文。

12 詮言訓 (曹風・鳩鳴 第一章後四句)

賈多端則貧、工多技則窮。心不一也。……有百技、而無一道。雖

得之、弗能守。故「詩」曰「淑人君子 其儀一也 其儀一也 心如結也」。君子、其結於一乎。

許注は、無文。「毛詩」では「也」は、三つとも「兮」に作る。

多方面に手をだす商いや多くの技に手をそめる工匠は、貧窮する。心志が専一でないために、ものを守備しきれないのだ。と。「荀子」勸學篇（「大戴禮記」勸學篇にも）で君子の道は「積善成德」にも専心執一にすべきことを、食欲だがいずれの技能も成しとげえない五技風の例を擧げて、この鳩鳩篇の首章を引いて説くが、それはこの詮旨訓と同一の趣旨である。

鱗蛇、無足而飛、（梧）（颺）鼠、五技而窮。「詩」曰「尸鳩在桑、其子七兮、…」故君子結於一也。

〔楊倞注〕「梧鼠」當爲「颺鼠」。蓋本誤爲「颺」字、傳寫又誤爲「梧」耳。「技」、才能也。言技能雖多、而不能如鱗蛇專一、故

窮。「五技」謂能飛、不能上屋、能緣、不能窮木、能游、不能度谷、能穴、不能掩身、能走、不能先人。「詩」曹風・尸鳩之篇。毛云、「尸鳩」鵠鞠也。尸鳩之養七子、且從上而下、暮從下而上、平均如一。善人君子、其執義、亦當如尸鳩之一。執義一、則用心堅固、故曰「心如結」也。

唐の楊倞が引く毛氏傳は、今本「毛傳」と文字に若干の出入はあるが、「儀一」を「執義一」と解する點で、共通しており、毛亨（大毛公）が荀卿を師として親事したことから、鳩鳩篇の取意は、秦漢以來、一貫した内容を傳えている。いま、その訓詁をふまえて譯出すると「善人のりっぱな方は、その道義にかなう行動にあれも、これも、はない、その儀は均一にして、心志はかたく結わえたようだ」と。ただし、詮旨訓のほうは、多端・支離をきらった黄老道家の専守・執一の

方向であることが特徴的である。

なお「淮南子」とは別に、鳩鳩篇第一章を第三章の詩句「其儀不忒、正是四國」とあわせて、君主に臣事する忠誠のあり方を示す成語「一心可以事百君、百心不可以事一君」と結びつけて説く言説が、多く傳わっている。

〔說苑〕反質篇（列女傳）母儀・魏芒慈母傳にも）や「風俗通義」過譽篇には、この詩句を掲出して、つづけて「傳曰」として傳解する形式をよむ。

〔傳〕曰、尸鳩之所以養七子者、一心也。君子之所以理萬物者、一儀也。以一儀理物、天心也。五者不離、合而爲一、謂之天心。

在我、能因自深結其意於一、故一心可以事百君、百心不可以事一君。是故誠不遠也。夫誠者、一也。一者、質也。君子、雖有外文、必不離內質矣。（說苑）反質

ここの「五者」が五技のことかどうかは不明であるが、心意・義理を一つにかためることの重要さが、君子に求められていることがわかる。「誠一」「文質」の内容は、かえって十分把握しきれない。

13 人間訓（大雅・抑 首章第三第四句）

凡有道者、應卒而不乏、遭難而能免。故天下貴之。…人能由昭昭於冥冥、則幾於道矣。「詩」曰「人亦有言 無哲不愚」此之謂也。許注は、無文。抑篇は、詩序では、衛の武公が周の厲王の暴政を讒刺するうた。そして「亦以自警也」として、毛傳にいきり。

〔毛傳〕「靡哲不愚」、國有道則知、國無道則愚。衛の賢大夫、甯武子（愈）の生きざまをもって理解しようとする（論語）公冶長篇に見える。

〔鄭箋〕人密審於「威儀」抑抑然。是其德必嚴正也。古之賢者、道行心平、可外占而知內、如宮室之制。內有繩直、則外有廉隅。今、王政暴虐、賢者皆伴愚、不爲容貌、如不自然。

鄭玄のばあいも、賢哲は愚昧をいつわりよそおって身の災いを避けようとする。「韓詩外傳」六の冒頭、比干の諫死を経験した箕子が、披髮して癡狂をまねて政治的亡命をはたす、その「仁知之至」としてこの詩句を引く。

ところで、人間訓のそれは、道家の發想としての、哲知のものが、理知の圭角を行爲の表面にあらわさず、分別くささも容貌に示さず、「君子の盛徳、容貌は愚なるがごとし」(「史記」老子傳)の愚者の姿をとる意に通じている。

17 秦族訓 (周頌・時邁 第六第七句)

故聖人者、懷天心、聲然能動化天下者也。故精誠感於內、形氣動於天、則……。故「詩」曰「懷柔百神 及河嶠岳」。

許注は、無文。毛詩は「及河喬嶽」に作る。西漢の當時、天人相關思想の、一典型として、人間—聖人・君主が「天の心をむねにいただき、一聲を發して天下を動かし化育すること」ができることを指す、ただし人間社會を支配する聖人の人主の「精誠」誠心が、自然世界の天象に通達され、その天上の氣が感動し反應をおこして「景星しあわせのほしが現われ、黃龍がまい降り、祥鳳が來至し、醴泉がわき出で、嘉穀が生じ、河水は溢れず、海上は波を揚げず」となる。この天人、内外の感應をうたり詩句として、時邁篇の詩句が理解されている、この詩句に前後する「薄言震之、莫不震疊」を引いた李固の對策には、
夫表曲者、景必邪、源清者、流必絜。猶叩樹本、百枝皆動也。

〔周頌〕曰「……」。此言動之於內、而應於外者也。

とあって、これまた内外動應の状況をのべている。つまり「薄めにこちらで動作をおこせば、天下はすべて震懼してうごき」「百神を懷け安らげれば、地上の河水も高岳も安らぐのだ」がこの詩句の指意であろう。

もっとも時邁篇は、「左氏傳」の詩説によれば、周の武王が紂商に克捷した際に作った頌詩として(宣十二年)その後半五句を引き、「國語」周語上の冒頭ではそれを「周文公之頌」つまり周公旦が武王のたのみに作頌した(韋昭注)ものとしている。この詩説のうえに、詩序「巡守、告祭柴望也」が加わって、鄭玄の巡狩・封禪説がくみ立てられている。

〔鄭箋〕「巡守告祭」者、天子巡行邦國、至于方嶽之下、而封禪也。「書」曰「歲二月、東巡守、至于岱宗、柴、望秩于山川」、徧于羣神。「薄」猶甫也。甫、始也。「允」信也。武王、既定天下、時出行其邦國、謂「巡守」也。天、其子愛之、右助次序其事、謂多生賢知、使爲之臣也。其兵所征伐、甫動之以威、則莫不動懼而服者。言其威武又見畏也、王行巡守、其至方嶽之下、來安羣神、望秩于山川、皆以尊卑次序祭之。信哉武王之德、宜爲君美之也。(後略)

詩序と前八句に注した鄭箋は、西漢以來の詩傳を排除して、左氏説に従っているのが注目されるのであって、例えば大雅・靈臺篇の箋注などと共通する經解上の大きい特色である。したがって「淮南子」のこの引詩の取意や「荀子」禮論篇に引くこの詩篇の譬喩とは、李固の對策文をふくめて、鄭箋とは關わりないものと認められる。東漢經説の一モデルを鄭玄にみる事ができる。

18 泰族訓 (小雅・正月 首章頭二句)

逆天暴物、則日月薄蝕、五星失行、四時干乖、晝冥宵光、山崩川涸、多雷夏霜、「詩」曰「正月繁霜 我心憂傷」。天之與人、有以相通也。

時邁篇の詩句を引く前節にひき續いて、この文がつづく。「天にさからい物をしいたげれば」、かの正月篇のように「夏曆の四月、夏のはじめにしげく霜は降り、わたしのむねは憂いにみちる」のだ。「天(天象)と人(人事)とくに政事とが、たがいにかかりあい通應するからである」と。

この天人相通の世界観は、西漢後期、陰陽説の災異思想の盛行を背景に、この詩句が活用される。劉向の「上封事」によれば、西周末の幽王・厲王を非刺する詩句を多く引いているが、これらは詩序にいう小雅「刺幽王」詩であり、これに時邁篇のここの詩句も加わっている。その「上封事」に、いう。

霜降失節、不以其時、其「詩」曰「正月繁霜 我心憂傷 民之訛言 亦孔之將」、言民以是爲非、甚衆大也。

鄭玄のほうは、詩序と災異説をとりまとめた内容にしたてて、

〔鄭箋〕夏之四月、建巳之月、純陽用事而霜多、「急、恆寒若」之異也。傷害萬物故心爲之憂傷。…人以僞言、相陷入、使王行酷暴之刑、致此災異。…

として、正月篇の首章を注解する。「急、恆寒若」は「尙書」洪範篇の語、その鄭玄の注釋によれば、

「急」促也。「若」順也。五事不得、則咎氣來順之。「正月」正義引

すなわち「愚かしい民人どもの訛僞のことはで、他人を陥れるによ

〔淮南子〕所引の詩句について

て(幽王はその眞僞をわきまえることもできず、憤怒のままに酷暴の刑を執行した、因って「洪範」にいう、君王の急酷の行爲にたいして天は順應して、寒氣をもたらし災異の咎徴とし)、盛夏の繁霜という甚大な禍害をきたしたのだ」と。

泰族訓の17・18は、「天」心を抱懷して天下を「動化」させる聖徳の人主の、天人相通のすがたを定式化する一過程を示している。

19 泰族訓 (小雅・伐木 首章末二句)

故大人者、與天地合徳、……故聖人、懷天氣、抱天心、執中含和、不下廟堂、而(符)〔行於〕四海、……能以神化也。「詩」云「神之聽之 終和且平」。

「淮南子」一書の序傳にあたる要略第二十一において、原道訓から泰族訓にいたる二十篇の篇ごとに、その綱要を列叙する。

乃原心術、理情性、以館清平之靈、澄澈神明之精、以與天和相嬰薄。所以覽五帝・三王、懷天氣、抱天心、執中含和、徳形於内、以蒼變天地、發起陰陽、序四時、正流方、綏之斯寧、推之斯行。乃以陶冶萬物、游化羣生、唱而和、動而隨。四海之内、一心同歸。…故徳形於内、治之大本。

むねの内を靜虚にたもつ心術をつきとめ、人の身もささえる情性をとのえ、「清平之靈」「神明之精」といった純粹にして精明な精神をむねの内にとぎ澄ませ、かくて天和に依りかかり相迫る。ついで古聖の帝王の治政のあり方として「懷天氣、抱天心、執中含和」をおこなって、「徳」を内に體現することこそ云々と、續いてゆく。この要略のまとは、泰族訓のこの個所を指しているものであろう。

「天地の徳」は、生成化育の機能であり、「日月の明」は、太陽や月

の輝きと同時にその恩澤をさす。「鬼神の靈」は、その靈魂の作用を人間界、とくに爲政の君主と通せしめ、「四時の信」は、春夏秋冬の推移の狂いのなき、詐りない確かさをいうのであろう。これらと「大人」の果たす役割とが重なり合う。「天心・天氣」をむねに懷抱するとは、まさに天地の主宰者の心情・文氣をわが心として「聖人」がいだくのである。秦族訓にのみ見えるこのことばによって、「天和」「中和」の調節の可能なすぐれた和平の氣を、聖人君主が體して、人民を化育する。

詩句の「終和且平」は「既且」と同形（經傳釋詞「九終。」「和」（調和・平均）がとれていて、またそのうえに、「平」（平等・正平）なのだ、の意。ただ王念孫が「失之」として退けた鄭玄の解釋は、いう。

以可否相増曰「和」、「平」齊等也。此言心誠求之、神若聽之、使得如志、則「友生」終相與和而齊功也。

この「神之聽之」を「慎之從之」に解くのは、馬瑞辰である、が秦族訓のばあいも、「神にしてお聞きくだされたならば、いつまでも和平であらう」と、あいまいな譯出を試みておいたが、いままも十分検討されないままである。

紙幅の都合で、解説の及ばなかった詩句を、つぎに列記しておく。

- 20 秦族訓（大雅・抑）
「詩」云「神之格思 不可度思 矧可射思」
- 21 秦族訓（大雅・民勞）
「詩」曰「惠此中國 以綏四方」
- 22 秦族訓（大雅・旱麓）

1 「詩」曰「愷悌君子 求福不回」
傲貞訓（周南・卷耳）

2 「詩」云「采芣卷耳 不盈傾筐 嗟我懷人 實彼周行」
本經訓（小雅・小旻）

3 「詩」云「不敢暴虎 不敢馮河 人知其一 莫知其他」
主述訓（大雅・大明）

9 「詩」曰「惟此文王 小心翼翼 昭事上帝 聿懷多福」
汎論訓（大雅・皇矣）

14 「詩」云「乃眷西顧 此惟與宅」
脩務訓（周頌・敬之）

15 「詩」云「日就月將 學有緝熙于光明」
脩務訓（小雅・皇皇者華）

16 「詩」云「我馬唯駒 六轡如絲 載馳載驅 周爰諮謨」
脩務訓（周頌・敬之）

「詩」云「日就月將 學有緝熙於光明」

1991. 5. 31 改稿

注(1) 中國古典文學大系6『淮南子・說苑(抄)』の、木山英雄・澤谷昭次と共譯「淮南子」。

(2) 『漢書』藝文志、六藝略「詩」。

(3) 江口尚編「詩經學關係文獻目錄稿(邦文・論文篇) 1868~1989」『詩經研究』一五(一九九一・二)所載を参照。

(4) 『漢書』藝文志、諸子略「雜家」で、つぎのように著録する。そのうち「内篇」のこと。

淮南内二十一篇。王安。淮南外三十三篇。

(5) この種の引經文の考察には、内野熊一郎氏の一連の著作がある。いま、うち『漢初經書學の研究』(一九四二・四、清水書院)の「資料

論、淮南子及淮南王安の經說事象(附)淮南子引經說略考を参照。ほか、大川尙節『三家詩より見たる鄭玄の詩經學』(一九三七・七、關書院)、藤堂明保『鄭玄研究』(蜂屋邦夫編『饑饉士昏疏』一九八六・三、所收)がある。

(6) 注(1)所掲書の「淮南子 解説」。

(7) 毛詩故訓傳と鄭箋は、つぎのとおり。

「傳」「一人、天子也。「應」當、「侯」維也。

「箋」「嬀」愛、「效」此也。可愛乎武王、能當此順德。謂能成其祖考之功也。易曰「君子以順德、積小以成高大」。

(8) 經典釋文「周易音義」には、いう。

○「以順德」如字。王肅、同。本文作「慎」、師同。姚本「德」作「得」。

(9) 「周易音義」、李鼎祚「周易集解」升卦。

鄭玄曰、「昇」上也。「坤」地、「巽」木。木生地中、日長而上、猶聖人在諸侯之中、明德日益「高大」也。故謂之「昇」。「昇」、進益之象矣。

(10) 陳奐「詩毛氏傳疏」二二三、下武。

北周・盧辯の注には、いう。

「詩」大雅・下武之四章也。「嬀效一人」謂御於天子而蒙寵愛。「應侯順德」逢國君、能成其德。「孝思惟則」此文在前章、兼以說之、故連言也。「御于天子以申之」於諸侯受爵命、未盡其能。

(12) 顏師古「漢書集注」には、いう。

師古曰、「詩」大雅・下武之篇、曰「嬀效一人、應侯順德」。「一人」天子也。「嬀」愛也。此絃、言張湯見愛於武帝。

(13) 鄒道元「水經」灑水注に、見える。

灑水、東逕應城南、故應鄉也。應侯之國、詩所謂「應侯順德」者。地理志曰「……」。

「淮南子」所引の詩句について

(14) 陳留風俗傳(東漢・閻稱撰、「太平御覽」一九九引)に見える。

なお、「侯、乃也」(爾雅「釋詁」を大膽に適用して「侯」を汝(二人稱)として、この「應侯順德」を「應乃懿德」(僖十二年、左傳)・「蕩侯、休德」(安世房中歌、漢書「禮樂志」)と同じ句義にとったのは、馬

瑞辰「毛詩傳箋通釋」と郝懿行「爾雅義疏」である。参考べきである。

(15) 本節は、かつて「執轡如組」と題して、發表したことがある。「新釋漢文大系季報」六〇、一九七九・八、明治書院。

「韓詩外傳」第二、第十章には、つぎのとおり。

故有道、以御之、身雖無能也、必使能者爲己用也。無道以御之、彼雖多能、猶將無益於存亡矣。「詩」曰「執轡如組、兩驂如舞」、貴能御也。

(17) 鄒風・簡兮篇の詩序に、いう。

「簡兮」、刺不用賢也。衛之賢者、仕於伶官、皆可以承事王者也。

(18) 鄭風・大叔于田篇の鄭箋は、

「如組」者、如織組之爲。在芻曰「騂」。

簡兮篇では、前句「碩人……公庭萬舞」を承けて、

碩人有御亂御衆之德、可任爲王臣。

とあって、織組の巧妙、制御の能力については解くが、毛傳などの譬

喩の方向とは異なるようである。

(19) 「晏子春秋」二、諫篇下第二十五の「君子無禮、是庶人也。庶人無禮、是禽獸也。」の條下に見える。

「孔子家語」好生篇の末尾に、

(鄭)「鄭」詩曰「執轡如組、兩驂如舞」、孔子曰「爲此詩者、其知政乎。夫爲組者、總紕於此、成文於彼」(干旄「毛傳」言其「動於近、行於遠」)「簡兮」毛傳也。執此法、以御民、豈不化乎。「竿旄」之忠告、至矣哉。「王肅注」「竿旄」之詩者、樂乎善道告人、取

喻於「素絲」「良馬」、如組紕之義」。

とあり、所説はもちろん鄭箋に對抗して、西漢いらいの傳統的な解釋でまとめられている。

- (21) 節南山篇「弗躬弗親、庶民弗信、弗問弗仕、勿罔君子」の傳注には、
「傳」庶民之言、不可信、勿罔其上而行也。

「箋」「仕」察也。「勿」當作「未」。此言王之政、不躬而親之、則恩澤不信於衆民矣。不問而察之、則下民未罔其上矣。

- (22) 鄭箋の「未罔」は、欺罔、誣妄の意。胡承珙「毛詩後箋」一九を参照。襄公七年、左氏傳には、
「詩曰」「豈不夙夜、謂行多露」、又曰「弗躬弗親、庶民弗信」。

無忌不才……」。

- (23) 「杜預集解」「詩」小雅。職在位者、不躬親政事、則庶民不奉信其命。言已有疾、不能躬親政事。

「國語」楚語上には、
「靈王虐、白公子張驟諫。…又諫。…周詩有之、曰「弗躬弗親、庶民弗信」。臣懼民之不信君也、故不敢不言。」

- (24) 「韋昭解」言爲政、不躬親之、則衆民不信。劉向「說苑」反質篇(十三)には、
齊桓公、謂管仲、曰「…」。管仲曰「…」。詩云「不躬不親、庶民不信」。君欲禁之、胡不自親乎」。

- (25) 「韓詩外傳」五には、大儒の勳功をのべる(第五意)。俗人・俗儒・雅儒・大儒を分けて、この詩句を引いて、これは大儒のなしたげた、
「白」(伯・霸)の事業のこととする。文王は、大儒にはかならぬ、と。

- (26) 「呂氏春秋」古樂篇の「周文王、處岐。諸侯去殷三淫、而翼文王。」の高誘の注に、
「高注」「文王」古公亶父之孫、王季歷之子也。古公、避獯鬻之難、邑

於岐。謂岐山之陽、有周地。及受命、因爲天下號也。「淫」過、「翼」佐。「三淫」謂剖比干之心、斷材士之股、刳孕婦之胎者、故諸侯去之、而佐文王也。

- (27) 西晉・皇甫謐「帝王世紀」(徐宗元輯「帝王世紀輯存」)を参照。
大雅・思齊篇の「刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦」についての傳注は、つぎのとおり。

「毛傳」「刑」法也。「寡妻」適妻也。「御」迎也。

「鄭箋」「寡妻」寡有之妻、言賢也。「御」治也。文王、以禮法、接對其妻、「至于宗族」。以此又能爲政、「治于家邦」。書曰「乃寡兄弟」(康誥)、又曰「越乃御事」(泰誓上)。

- (29) 大略篇における指意は、學習に倦んだ子貢が、社會生活上の休息を願いだしたとき、孔子が「詩」句を引擧して、ことごとくその願いを退けて、「死こそ、君子の安息、小人の休息」なることを覺らせた、と。

- (30) 文選四十七「漢高祖功臣頌」の「運籌固陵、定策東襲、三王從風、五侯允集」の、李善注には、
「李注」漢書曰「淮南子曰「施于寡妻、至于兄弟、天下從風」。漢書曰「…」。史記曰「…」。又曰「…」。

- (31) 王念孫「讀書雜誌」九、淮南內篇十「刑於寡妻」に、當時の引詩の態度を説明し、「皆用詩意、而小變其文。與直引詩詞者、不同。無煩據彼以改此也。」と。首肯すべきことからである。

孔穎達「春秋正義」には、
「正義曰」「不識不知」謂不妄勸酌、以爲識知。唯順天之法則、是「言則而象之」。謂文王法則、象上天、而行下傳覆、此謂天下則象。文王不同者、謂文王能則象於天、故天下亦則象文王也。

- (32) 「憲」は、「憲」の或體「憲」(說文解字)の假借であろう。「憲期」を「憲期」に作る例がある。李善注「文選」二十八、劉琨「扶風歌」。

- (33) 漢書「郊祀志下」には、
「漢書」「郊祀志下」には、
「漢書」「郊祀志下」には、

後、成都侯王商、爲大司馬衛將軍輔政、杜鄴說商、曰「詩曰『率由舊章』。舊章、先王法度、文王以之、交神于祀、子孫千億。……」。〔集注〕師古曰、大雅・假樂之詩也。「率」循也。「由」用也。循用舊典之文章也。

(34)

五技鼠のことを説解する字書は、「説文解字」上「鼠」。鼯鼠。鼯 五技鼠也。能飛、不能過屋、能緣、不能窮木、能游、不能渡谷、能穴、不能拚身、能走、不能先人。「此之謂五技」。从鼠・石聲。

(35)

鼯鼠を「鼯鼠」に譌まる資料として、「顔氏家訓」省事篇に、諛言を引いて、いう。

古人云、多爲少善、不如執一、鼯鼠五能、不成伎術。

(36)

五技鼠の古資料を、集めておこう。

〔周易集解〕晉卦、九四爻辭「晉如鼯鼠、貞厲」についての、

〔九家易〕曰、碩鼠、喻貪、謂「曰」也。體離欲升、體坎欲降、「游不度瀆」不出坎也。「飛不上屋」不至上也。「緣不極木」不出離也。「穴不掩身」五坤薄也。「走不先足」外震在下也。五伎皆劣、四爻當之、故曰「晉如碩鼠」也。

〔蔡邕勸學篇〕云「鼯鼠、五能不成一伎術。」注曰「能飛不能過屋、能緣不能窮木、能游不能度谷、能穴不能掩身、能走不能先人。」〔易晉卦九四爻辭注「正義」引〕

〔爾雅・釋獸、釋文〕鼯音石。孫〔炎〕云「五技鼠也」。字林、同。案蔡伯喈「勸學篇」云、五技者、能飛不能上屋、能緣不能窮木、能游不能渡瀆、能走不能絕人、能藏不能覆身、是也。

〔崔豹「古今詁」鳥獸〕

鼯鼠、一名……鼯鼠、有五能、不能成其伎。一飛、不能過屋、二緣、不能窮木、三游、不能渡谷、四穴、不能覆身、五走、不能絕人。

(37)

〔毛詩〕標有梅篇・東門之楊篇等の「正義」を参照。なお、小毛公〔毛萇〕については、吳承仕「經典釋文序錄疏證」に詳しい。

「淮南子」所引の詩句について

(38)

「傳曰」は、兩漢期の言説・文章に引證される仕方、十分に究明されていない。従来の注釋研究では、詩經ならば三家詩のいずれかに分類する方向で推定されている。たとえ王先謙「詩三家義集疏」一二「鳩鳩」では、魯詩傳とする。なお、本論考では、毛詩・三家詩のいずれかに「淮南子」引詩を繋げて考察することは、避けるようにした。

(39)

この成語を引く文獻として、つぎのものが見つかると、

「晏子春秋」内篇問下「梁丘據問子事三君不同心、晏子對以一心可以事百君」第二十九。同、外篇「高子問子事靈公莊公景公皆敬子、晏子對以一心」第十九。なお「藝文類聚」二〇、人事部「忠」は、晏子を引いて「三心」を「百心」に作る。

東漢・孔鮒「孔叢子」詰墨篇にも、晏子を引いて「一心可以事百君、百心不可以事一君」とする。

「意林」一の「晏子八卷」には「一心可以事百君、百心不可以事一君、可貴人、不能過禮、貴人惡之。」とある。「子思子七卷」には「百心不可得一人、一心可得百人」が見えるが、「淮南子」繆稱訓に「兩人一心」とあって、この成語とは、異曲である。

(40)

晏子に關係なく使用する例は、「説苑」談叢篇(三十五)に「一心可以事百君、百心不可以事一君。故曰、正而心、又少而言。」とある。後漢書・李固傳五十三。陽嘉二年(一三三)の災異への對策で、外戚・宦官の權横を抑えるべきを説く。「外則公卿尙書、內則常侍黃門、外統職事、內受法則」からつづく一文である。

(41)

この「周頌」時邁篇の詩句に、後書李賢注が「韓詩傳」を引く。

〔注〕韓詩薛君傳曰、「薄」辭也。「振」奮也。「莫」無也。「震」動也。「疊」應也。美成王能奮發文武之道而行之、則天下無不動而應其政教。

東漢初期の薛漢「韓詩章句」のことで、「薛君韓詩章句」として弟子の杜撫によって伝えられたようである。(後書・儒林下・薛漢傳ほか)

(42)

戸川芳郎「禮統」と東漢の靈臺「譏緯思想の綜合的研究」一九八四・二、において、靈臺篇の鄭箋が、毛傳と詩序を敷衍するのではなくて、「周禮」と「左傳」によつて、天子の靈臺の意味を大きく變更したことを指摘した。

(43)

「荀子」禮論には、
性偽合、然後聖人之名一、天下之功、於是就也。…性偽合、而天下治。天能生物、不能辨物也。地能載人、不能治人也。宇中萬物、生人之屬、待聖人、然後分也。「詩」曰「懷柔百神、及河喬嶽」、此之謂。

(44)

「揚偉注」引此、喩聖人能并治之。「詩」周頌・時邁之篇。
さらに、この時邁の詩篇が、奏樂用の樂曲として、禮樂の九夏の一つ、肆夏に相當するもの、とするのは、「國語」魯語下の韋昭の解や、「周禮」春官・鍾師職の鄭注に引かれる東漢初期の杜子春・呂叔玉の經說にもとづく。

(45)

およそ「詩序」を通關して、ただちに氣づくことは、小雅四十四篇のうち、その三十三篇までが幽王を譏刺する詩篇とされている。この點は、西漢春秋學、とくに災異説の流行する以前の、春秋解釋との關係を明らかにする必要がある。劉向「上封事」は、「漢書」劉向傳に見える。

(46) 「漢書」劉向傳の「上封事」に附した注、張晏説はほぼ鄭箋と同じい。

「集注」張晏曰、正月、夏之四月也。純陽用事、而反多霜。「急、恆寒(苦)」「苦」之災也。師古曰、此小雅・正月之篇、刺幽王之詩也。四月、正陽之月、故謂之「正月」。「繁」多也。「訛」偽也。「孔」甚也。「將」大也。此言王政乖舛、陽月多霜、害於生物、故己心爲憂傷、而衆庶之人、共爲僞言、以是爲非、排斥賢備、禍甚大也。